

令和 8 年度 第 2 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 5 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地利用集積促進計画について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第2号 非農地証明について
- 第5 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（8 名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
湯浅憲昭、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 8 年度、第 2 回江津市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくお願いします。

会 長 おはようございます。本日の会場はいつもより少し狭いこともあって、違和感を感じますが、ご辛抱をいただきたいと思います。さて、先日 4 月 23 日に、農林水産省本省による農業委員会の業務執行体制に関わるヒアリングがオンラインで行われて、大賀事務局長、津島主任と私の 3 人で対応いたしました。内容としましては、農業委員会の地域計画への関わり方、農業委員と推進委員

の業務や役割がどうなっているかなどの聞き取り調査でした。特に、各委員が毎月報告している活動記録による農地利用最適化交付金の実績について詳しく聞かれました。全国的には活動平均日数が9日～10日となっているようですが、江津市においては、4日～5日と少ないと言われたところです。交付金の額に反映されるため、事務局から毎回報告を提出してくださいと督促を受けているところですが、実は、これが非常に重要なことでして、どんな些細なことでも活動実績として報告することが大切です、見たこと聞いたことの記録をしていただきたいと思います。例えば、活動記録セットにも記載説明がありますが、自分の田に行くときに、隣の農地の耕作を確認したとか、畑に向かう途中で周辺の農地に異常がないことを確認したなどの農地の見回り活動、あるいは地元での声かけ活動、情報共有等、事務局との打合せなどを細かく記録して報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和8年度、第2回江津市農業委員会総会を開催いたします。本日は、野田推進委員、井上推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告を受けています。出席委員は過半数以上ですので本日の総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、2番 田代委員、3番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画報告

＜ 都野津町 ＞

会 長 次に、日程第2、報告第1号「農用地利用集積等促進計画報告について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。

事務局 報告第1号「農用地利用集積等促進計画報告について」ですが、農林水産課からの貸借計画の書類が多少遅れておりまして、来月にずれ込むと連絡を受けていますので、今月の報告はありません。

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」です。1番です。農地の所在は、嘉久志町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は297㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●●市●●区●●●●丁目●番地の●（●●●●●●●●●●●●●●）です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●●町●●●●番地●です。状況は、以前から譲渡人から依頼されて、通い耕作をしている農地を、譲受人が市内に転居することとなったため、住所移転にあわせて、無償で所有権移転を行うということでした。以前から耕作していたということですが、農地貸借契約が無かったため、新規就農扱いとなります。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 昨日、5月19日に現地を確認しました。場所は、地図1頁をご覧ください。地図で見ると、国道9号線が斜めに記載されています。右上が江津町方面で、左下が和木町方面です。●●●●●●という●●●がありますが、●●●●●●の●●●●●●がある所で、南側に向かって県道江津インター線という中央公園方面に続く道があります。申請地は●●●●●●から●へ約●●●m進んだところに赤道か青道かはっきりしない側道があり、その道を、約●●m●●に進んだ●●が現地です。農地の半分くらいは草で覆われていて、草刈りは年に何回かされているような感じです。半分は現在、耕作されていて、玉葱や馬鈴薯、さつまいも等が作付けてありました。以前から耕作している感じです。譲渡人と譲受人の関係ですが、譲渡人が弟で、譲受人のお兄さんが通い耕作していた経緯があるとのこと。譲受人の自宅から現地までは歩いて4～5分くらいのところで、年間150日以上は畑に出て耕作をするとのこと。問題はないと思います。ご審議をお願いします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、深野委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは、2 番です。農地の所在は、都野津町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、譲渡人は●●●●さん、●●都●区●●●丁目●●番●●の●●●号です。譲受人は●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●です。状況としましては、新規就農で、耕作する農地を探していたとのこと、自宅の近くの不作付け農地を取得して、季節の野菜を作付けするという申請です。対価は 10a あたり●●万円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図の 2 頁です。この場所は●●●●●の●●で、周囲には、木が生えていまして、雑木に囲まれた農地の一部です。譲受人の自宅が●●●のすぐ近くにありまして、野菜など自家消費のために農業を始めたいということでした。申請通りですので、ご審議をよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

会 長 質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2」については、可決されました。

非農地証明

《 都野津町 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 2 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、都野津町●●●●番●●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●市●区●●●●丁目●番●の●●●号です。状況としましては、年月日不詳の以前から耕作していないため、申請地が原野化しており、現況にあわせて地目変更登記を行うのに必要な非農地証明書の取得です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 3 頁です。この場所は、都野津町の●●●●●沿いにある農地でありまして、江津方面から都野津町へ入りますと、●●に●●●●●●●●があり、その●●●●を通過して少し進むと●●●●●●●●があります。申請地は、●●●の●●に隣接した土地です。●●●沿いで隣接する奥の家屋との間の細長い土地で、路面よりもかなり低い位置にあります。申請書のとおり、長期間放置されて耕作がされていない土地です。非農地として問題ないと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いします。

仲津推進委員 18 日、現地を確認してまいりました。現地は、●●の●●●●●●●●から江津方面へ約●●●m 移動した付近です。隣接に●●●●●●●●があり、その●●側で、●●●●●●の●●の奥側です。高低差が約●m あります。写真のとおり、数年は耕作した形跡はありません。中央に無花果の木が 1 本生えていて、周りは雑草が繁茂している状況です。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、証

明することに決しました。

《 浅利町 》

会 長 次に、議案第２号「非農地証明の２、および３を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告を致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは2番です。農地の所在は、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 148 m²、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 198 m²、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 247 m²、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 380 m²、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 538 m²、浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 178 m²です。次に3番です。浅利町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 66 m²、渡津町●●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は 343 m²です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●区●●●●丁目●番●●の●●●●号 ●●●●●●●●●●です。事由としましては、平成 17 年以降手入れを行っていないため、原野化しており、現況にあわせて地目変更登記を行なうための非農地証明書交付申請です。以上です。

会 長 それでは私から説明をいたします。

1 番委員 位置図の 5 頁と 7 頁、および非農地証明写真の②と③をご覧ください。

5月17日の日曜日午前9時45分頃、野村推進委員と待ち合わせをして2人で浅利町及び渡津町の2か所の現地確認を行いました。議案集及び位置図は、浅利町に位置するため担当委員が藤井、平野両委員となりますが、地理的に渡津町エリアに入っているため、事務局と相談の結果、渡津町の担当である野村推進委員と私が現地確認をしたところです。浅利町の現地確認については、5頁にありますように、浅利富士の●●にある●●●●●●●●●●に隣接していることから国道9号線の浅利隧道近くの入口から約●km進み、●●●●●●●●●●に入って●●●●●●●●●●に隣接している現地を確認しました。写真では道路端ですが、私達は敷地の中に入って確認すると、かなり大きな木が生えている山林エリアでした。議案集では、平成17年以降から手入れをしていないとされていますが、それ以前の相当長期に亘る放置期間だと思われます。写真

では、各地番の境界・区画が示されていないため、位置図をもとに確認しました。次に渡津町の案件ですが、現地は、現在閉鎖されている●●●●●●●●の向かい側で、●●●●と●●●●を挟んだ海側です。申請地を●●●●の陸橋を渡って海側から確認しました。写真③にあるように民家の前で、高さ数 m の巨木や草木が密集していました。こちらも写真のとおり、境界・区画が不明の為、位置図をもとに確認しました。写真右に都野津町と表記がありますが、渡津町と訂正をお願いいたします。現状は、自然改廃あるいは雑木等が繁茂し、将来的にも農地に復旧困難な農地と考えます。以上のことから非農地証明書の交付を行って問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 17 日に佐々木会長と同行して、現地確認を行ないました。浅利町の現地ですが、●●●●●●●●の●●●●に横に 2 つ並んだ●がありまして、非農地の申請箇所は、●のすぐ右上というような感じで現状は山林です。佐々木会長の発言のとおり、大木が並んでおりまして、昔は畑があったのかと不思議に思うほどでした。●●が●●した約 35、6 年前に山を切り崩して●●となったようです。平成 17 年以降は手入れしていないと書いてありますが、●●の時点くらいから変わっていないような状況だと思われました。また、渡津町の現場ですが、地図の写真の③の上の写真は海のほうから見た写真で、下は海に向かっての写真です。およそ 10m の高さの雑木がずっと続いておりまして、家屋の前が、申請地ですが、こちらも相当前から雑木が茂っている状態に感じられました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 事務局に伺います。写真は現場とは違うのですか？表記は都野津町という説明書きになっていますが・・・。

事務局 渡津町の間違いです。申し訳ございません。

会 長 写真③ですか。私も調査報告の中で、都野津町と表示してあるのを渡津町に訂正してくださいとお願いしたところです。

湯浅推進委員 じゃ、聞こえていなかったのですね。

会 長 野村推進委員が詳しく話されたように、写真はまさに現時点の状況そのものでして、上の写真は海側からで、下の写真は線路側から撮影したものです。

湯淺推進委員 渡津町の写真で間違いないですか。

会 長 はい、間違いございません。ほかにご覧いませんか。はいどうぞ。

5 番委員 この議題の②と③は、所有者が同一で、申請 2 は、浅利区域の 6 筆で、
申請 3 は、浅利 1 筆と渡津 1 筆に分けてあるのですが意味があるのですか。

事務局 推測ですが、申請した本人の都合によるものだと思います。申請用紙 1 枚
に収まりきらなかったので 2 つに分けたと思われます。以上です。

5 番委員 はい、わかりました。

会 長 ほかにご覧いませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決する
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 2 および 3 について」
は、承認することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 6、その他について、総会に諮るべき事案、事務局からな
にかございますか。

事務局 ご覧しません。

会 長 その他みなさんからなにかありますか。よろしいでしょうか。

〔 なし 〕

会 長 その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で日程のすべてを議了
いたしました。これをもちまして、令和 8 年度、第 2 回江津市農業委員会総
会を閉会といたします。なお、次回開催は、6 月 22 日月曜日、江津市総
合市民センターで開催します。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 15 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員